

京丹波町幸せを感じ豊かな心を育む人権尊重のまちづくり条例（案）

京丹波町では、みんなが、心身とともに社会的にも健康で、幸せを感じられ、笑顔があふれる元気なまちを目指し、町の象徴である豊かな自然や、地域で育まれてきた文化等を活用しながら、人と人とのつながりを通じた豊かな心を育む取り組みを行うとともに、人権学習や啓発活動等により、多様な価値観を認め合い、他人を思いやれる社会づくりに取り組んでいます。

しかしながら、私たちが暮らしている社会には、今もなお、社会的身分、門地、人種、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、障害、疾病、職業、年齢、経済状況等を理由とした不当な差別や暴力、インターネットを利用した人権侵害やハラスメント等の様々な人権課題が存在しています。

これらの課題を踏まえ、一人ひとりの人権が尊重され、みんなが幸せを感じられる社会を実現するためには、人権尊重のまちづくりを一層推し進めるとともに、年齢・性別等に関係なくみんなが主体的に社会参加できる環境づくりに取り組む必要があります。そして、私たち一人ひとりが、相手を理解し、尊重し、思いやり、自分の事としてとらえ、人権侵害は決して許されないという意識をもち、行動に移すことが求められます。

ここに、私たち一人ひとりがお互いに人権を尊重し、多様な価値観を認め合い、みんなが幸せであると感じられる、豊かな心を育むまちづくりを進めていくために、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、日本国憲法や世界人権宣言の理念と、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）、その他あらゆる人権を尊重することを目的とした法令の趣旨に鑑み、人権尊重のまちづくりに関して、基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、人権に関する施策（以下「人権施策」という。）の推進について必要な基本的事項を定めることにより、人権尊重の意識の高揚を図り、もって、みんなが幸せであると感じられる、豊かな心を育む人権尊重のまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 町民 町内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。

(2) 事業者 町内で、事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 人権尊重のまちづくりは、すべての人が生まれながらにして基本的人権を有しており、かけがえのない個人として尊重されるものであることを基本として行うものとする。

(町の責務)

第4条 町は、前条に規定する基本理念に基づき、必要な人権施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 町は、人権施策の推進に当たっては、国、京都府、関係団体等との連携を図るとともに、必要な推進体制の充実に取り組むものとする。

(町民の役割)

第5条 町民は、第3条に規定する基本理念に基づき、人権を尊重し、人権尊重のまちづくりの担い手として、学校、家庭、職場、地域その他のあらゆる場において、人権尊重の意識の高揚を図るとともに、人権尊重のまちづくりの実現に資するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、第3条に規定する基本理念に基づき、事業活動に関わる者の人権尊重の意識の高揚を図るとともに、あらゆる人権問題の解決に向けた取り組みを主体的に推進し、人権尊重のまちづくりの実現に資するよう努めるものとする。

(推進計画)

- 第7条 町は、人権尊重のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、人権教育・啓発推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。
- 2 町は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(人権教育及び人権啓発の推進)

- 第8条 町は、町民及び事業者の人権尊重の意識の高揚を図るため、関係機関等と連携し、あらゆる機会を通じて人権教育を推進するとともに、人権啓発の充実に努めるものとする。

(相談・支援体制の充実)

- 第9条 町は、あらゆる人権問題に関する相談に応じるため、関係機関等と連携し、相談の実施、情報の提供、その他必要な支援等体制の充実に努めるものとする。

(調査)

- 第10条 町は、第1条の目的を達成するために、必要な調査を行うことができる。

(審議会の設置)

- 第11条 推進計画や人権施策等に関する重要な事項を審議するため、京丹波町人権尊重のまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 前項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

- 第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

この条例は、令和 年 月 日から施行する。